

# 紀 要

- 地震考古学の発展に向けて .....濱 修(1)
- 滋賀県竜王町堤ヶ谷遺跡出土の土偶形容器と石器について  
.....中村 健二(8)
- 弥生時代前期～中期の土器観察覚え書き  
—針江浜遺跡と長命寺湖底遺跡の弥生土器—.....小竹森直子(14)
- 古代近江における職能漁民の動向  
—松原内湖遺跡出土の刺網系漁網錘の分析から—.....大沼 芳幸(21)
- 滋賀県大津市国分所在礎石「へそ石」の周辺  
.....小松 葉子(31)
- 近江国野洲・甲賀郡境をめぐる一考察  
—大山川流域の条里地割を手がかりとして—.....辻川 哲朗(44)
- 天井川の生い立ちを考える その3  
—天井川と埋没河川との関係について—.....重田 勉(52)
- 比良山系の山寺  
—大津市歓喜寺遺跡について—.....小林 祐季(57)
- 明治山と旅順  
—乃木希典を求める人々—.....松室 孝樹(60)

# 25

## 近江国野洲・甲賀郡境をめぐる一試考 —大山川流域の条里地割を手がかりとして—

辻 川 哲 朗

### 1. はじめに

近江地域では、はやくから条里地割が着目され、遺存地割の記録化と文献史料に基づく条里呼称の復元が図られてきた<sup>(1)</sup>。そのため、ほぼ各郡で条里の実態が把握され、条里研究の先進地というべき研究状況にある。しかし一方で、細部-たとえば条里呼称について一致をみない点が多々みうけられるなど、課題を残していることも事実である。琵琶湖東岸の野洲郡における条里地割においても、おおむね条里地割の分布と条里呼称が判明しているものの、以下のようにいまだ検討する余地が残されているように思う。本稿では、そうした課題の一つである野洲郡条里の里起点の問題を手がかりにして、野洲郡・甲賀郡境がある段階に移動した可能性を検討することを主たる目的とする。

### 2. 研究史と問題の所在

**従来の諸論説** 野洲郡の条里地割については、長らく研究が積み重ねられている。ここでは問題の所在を確認するために、従来の諸論説のながれを簡単にたどっておきたい。

**【『滋賀県史』の論説】** 戦前に刊行された『滋賀県史』には、「野洲郡亦郡の東（ママ 北カ）から南に條を作り、東から西へ里を出してゐる。條の遺名として兵主村に大字五条・六条、里は祇王村に五之里、玉津村に十二里の大字があり、永和二年六月泉涌寺文書播磨田郷十二條十五里の坪付がある。播磨田は今河西村に大字を存してゐる。又、北里村大字江頭に東北一條一里から起つて西南四條七里に亙る坪付を記した、推定室町頃の古地圖を蔵してゐるが、之によると、里は蒲生郡と同じく條毎に六町宛くひ違ひを生じてゐる」（牧野1928、p96）とされ、野洲郡条里の大枠が示されている。

**【服部昌之氏の論説】** 戦後、服部昌之氏は、栗太郡条里について考察するなかで、周辺の郡の条里についても指摘を行った（服部1974）。それによると、野洲郡条里は栗太郡条里と同じくN35°E方位の地割系統であること、古代東山道が条里地割の基準線となって計画されたことを示した。それとともに、条里呼称についての記述はないものの、栗太・野洲両郡の条里地割と条里呼称の復元図を提示している。この図によるならば、野洲郡の条里呼称は、五条・六条の遺存地名に基づき、北東から南西へ条を数え、里は野洲市五之里を九条五里とし、守山市十二里町を十五条十二里として、四～十一条・十一～十五条をまです、それぞれ同一起点から里を数えたことがわかる。

**【高橋美久二氏の論説】** その後、近江国の条里地割について総括的な検討を加えた高橋美久二氏は、野洲郡条里につ

いても、あらためて条里史料を集成したうえで再検討を行い、条里呼称の復元を行った（図1、高橋2006）。氏の検討過程の詳細は紙幅の都合で略し、検討結果を簡条書きでまとめておきたい。

①野洲郡条里方向は栗太郡と同じ方位で設定される。

②条は北東から南西にむかって進む。

③里の起点は条毎に異なる。一～四条間では条毎に東に移動するが、五～十一条間は鏡山西麓線に起点を揃え、十二～十五条間も甲賀郡界付近に起点を揃える一方、十六・十七条では一気に十里も西に移動して栗太郡界と接する。

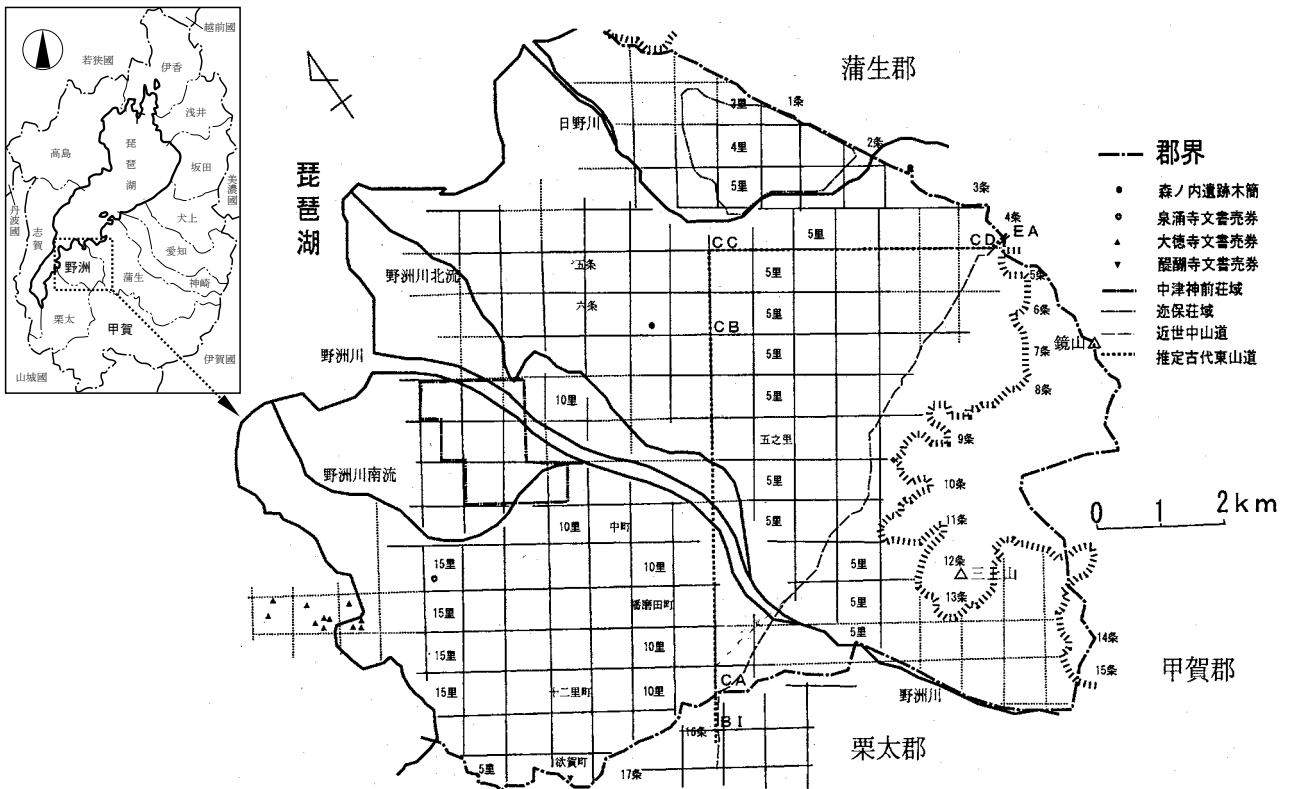
④条里は九条で六・七里間を走ると想定される古代東山道を基準に施行された。

**【古川与志継氏の論説】** こうした高橋氏の論説にたいして、疑問をいだいた古川与志継氏は再検討を行い、修正案を提示した（図1、古川2011）。古川氏の論点は多岐にわたるので、ここでは高橋氏の考えを大きく変更し、また本稿の論点ともかかわる十～十四条を対象をかぎって述べることにしたい。

最初に、古川氏が疑義をいだいた高橋氏の論を確認しておく。高橋氏は、十二条の里起点について、つぎのように考える。泉涌寺文書の売巻（「聖親田地売渡状案」[1376年]・「宗覚田地売渡状案」[1419年]）には、十二条十五里に播磨田郷田地がある。播磨田の地名は現在の守山市播磨田町を遺存地名と考え、守山市十二里町の遺存地名から推定された十五条十二里とも整合するので、十二～十五里の配置が推定できる。しかし、隣接する十三条では大徳寺真珠庵文書中のいくつかの売券（1501～1561年）にみえる土地が十七～十九里にあり、この推定ではいずれも埋立地や湖中に位置することになってしまう。かといって「十三条の里の起点をさらに東に移動させることは、可耕地や郡界の限界で不可能であるから、「当時の陸地が水没したと考えるしかない」（高橋2006、p10）と結論づけた。

これにたいして、古川氏は、野洲川南流以南において16世紀頃に陸地であった土地がその後著しく水没したとすることについて、守山市赤野井湾遺跡の調査でも当該期の水位変化が想定されていないことから疑問をいだいた。そして、大徳寺文書中の該当売券中にみられる近江国野洲南郡下中村郷の地名（字名）を現存地名等と照合しなおした結果、図1に示したように、十二条については高橋氏の想定から全体に3里東に、十三条については4里東にそれぞれ移動すると修正したのである。その結果、高橋氏が水没したと考えた十三条十七～十九里は現在の陸地部分に想定さ

【高橋美久二氏による復元案】



【古川与志継氏による復元案】

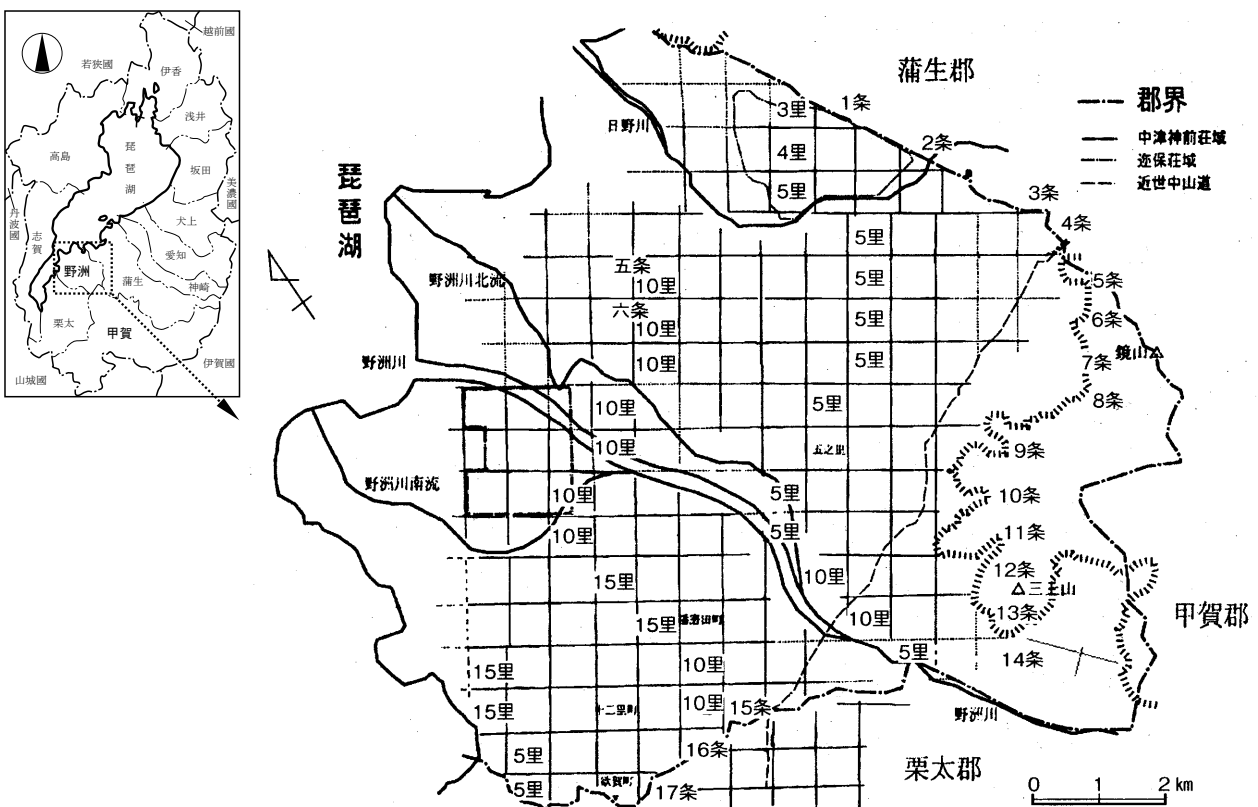


図1 高橋美久二氏と古川与志継氏による野洲郡条里の復元案

れることになった。

**問題の所在** 以上、簡単に野洲郡条里をめぐる研究のながれをたどってきた。そのなかで論じられた課題は多いけれども、ここで着目したいのは、十二・十三条の里の配置をめぐる高橋氏と古川氏の説が対立をみせる点である。

大徳寺文書中にみいだせた地名と現地名との照合から導きだした古川氏の結論には一定の妥当性があると考え。ただし、その結論をみとめるには、いまだ説明を要する点があると考え。それは、高橋氏が「十三条の里の起点をさらに東に移動させることは、可耕地や郡界の限界で不可能」（高橋2006、p10）と考えたことにたいして、いかに対案を提示しうるか、という点である。古川氏は「里の起点については現時点では説明しがたい」（古川2011、p220）というにとどまり、この点にかんする対案を示していない。**本稿の目的** この問題については、主条里から離れた、郡東南端に位置する大山川流域の条里地割に着目することで説明ができるのではないかという見通しをもつにいたった。以下においては、大山川流域の条里地割について基礎的な整理をおこなったうえで、野洲郡条里十二・十三条の里起点の配置について試考してみたい。

### 3. 大山川流域の条里地割

**大山川流域** 本稿で扱う大山川流域とは、三上山の東南部、野洲川右岸域に位置する、大山川が形成した小平野を指して用いる。現在の行政区画上では、野洲市北桜・南桜に相当する。平野の中央を大山川が東北から西南へ向けて流下し、野洲川と合流している。平野の北端には北桜集落が、南東には南桜集落がそれぞれ丘陵裾部に位置している。

**条里地割にたいする従来の認識** この大山川流域の条里地割については、従来あまり着目されていなかった。

1974年に服部氏によって提示された湖南地域の条里分布図では、大山川流域に野洲郡主条里と方位を異にする条里地割が図示されていた（服部1974）。しかし、1981年刊行の『草津市史 第一巻』（高橋1981）所収の「野洲川下流域の条里分布概要」（服部氏による）と天田昌英による栗太・野洲郡を対象とした「小字界線による地割復元図」には、いずれも大山川流域に条里地割の表示はない。また、明治初期の町村地券取調絵図を収録した『明治の村絵図』（野洲町史編さん委員会編1986）には「明治二二年南桜村絵図」が掲載されている。その解説には「字中ノ町・高樋付近には、他の条里地割とはやや方向の違う格子状の地割があつて、大山川を越えて字西田井まで続いている様子です」（野洲町史編さん委員会編1986、p50）とあり、「格子状の地割」と認識しているものの、「他の条里地割」とは方向が異なるとして、積極的に条里地割とは認めていないように読み取れる。

その後に提示された高橋氏の復元案（図1）では、大山川流域の条里地割について、推定線ではあるものの、主条

里を延伸させて図示している（高橋2006）。つまり、主条里と同一主軸の条里地割を想定したことになる。一方、古川氏は、大山川流域に主条里よりも東へ振った条里線を表示した（図1、古川2011）。しかし、高橋・古川両氏ともに想定根拠については、紙幅の都合もあつて十分に示していない。つまり、大山川流域の条里地割については、条里地割かどうかという基本的な認識や、主条里との関係等の点で理解の一致をみない状況にあるといえるのである。

**条里地割の抽出** そこで今回、あらためて空中写真と昭和35年に作成された地形図（1:1000縮尺）に基づいて、当該地域の条里地割を抽出してみた。その結果は図2に示したとおりである。旧南桜村字高樋・中ノ町・西田井のほぼ全域と同字松田の南端付近および旧北桜村字地京南端付近に一辺約109～110mの方格地割を確認できる。これは、辺長からみて、条里地割とみなして大過ない。その主軸はN48°Eであり、野洲川下流域を中心とする範囲に確認されるN35°Eの条里地割（以下、野洲郡主条里と呼称する）とはあきらかに異なっている。以下、この条里地割を大山川流域条里地割と仮称することにしたい。

**条里関連地名・坪付史料** 条里呼称復元の重要な手がかりとなる条里関連地名や坪付史料については、現時点で確認できていない。それゆえ、みいだされた条里地割が何条何里に相当するのかわからず、残念ながら確定しえない。

**西田井遺跡の調査成果** この大山川流域条里地割の出現時期については、野洲市西田井遺跡の調査成果がいまのところ唯一の手がかりである。西田井遺跡は、野洲市北桜の大山川右岸下流部に位置する中世集落遺跡である（図2）。約31,500㎡を対象にして発掘調査が実施された結果、12世紀後半から13世紀前半頃の集落の全容がほぼあきらかにされた（進藤1992・花田2005）。検出された中世集落は条里地割に沿った溝や道路で8つ以上に区画されており、区画内には数棟の掘立柱建物が立ち並んでいた。この調査成果は、少なくとも中世前期段階には大山川流域条里が成立していたことを示している。ただし、この調査事例も当該条里地割の成立時期の下限を示すものであつて、正確な条里地割の出現時期はいまもって不明といわなければならない。

**小 結** 以上の検討結果は、つぎのようにまとめることができる。

- ①大山川流域には、野洲郡主条里とは方位を異にする明確な条里地割が分布する。
- ②現時点で、条里関連地名や坪付史料はしりえないので、大山川流域条里地割に関する条里呼称の復元はできていない。
- ③大山川流域条里地割は、西田井遺跡の調査成果から、中世前期には成立していた。

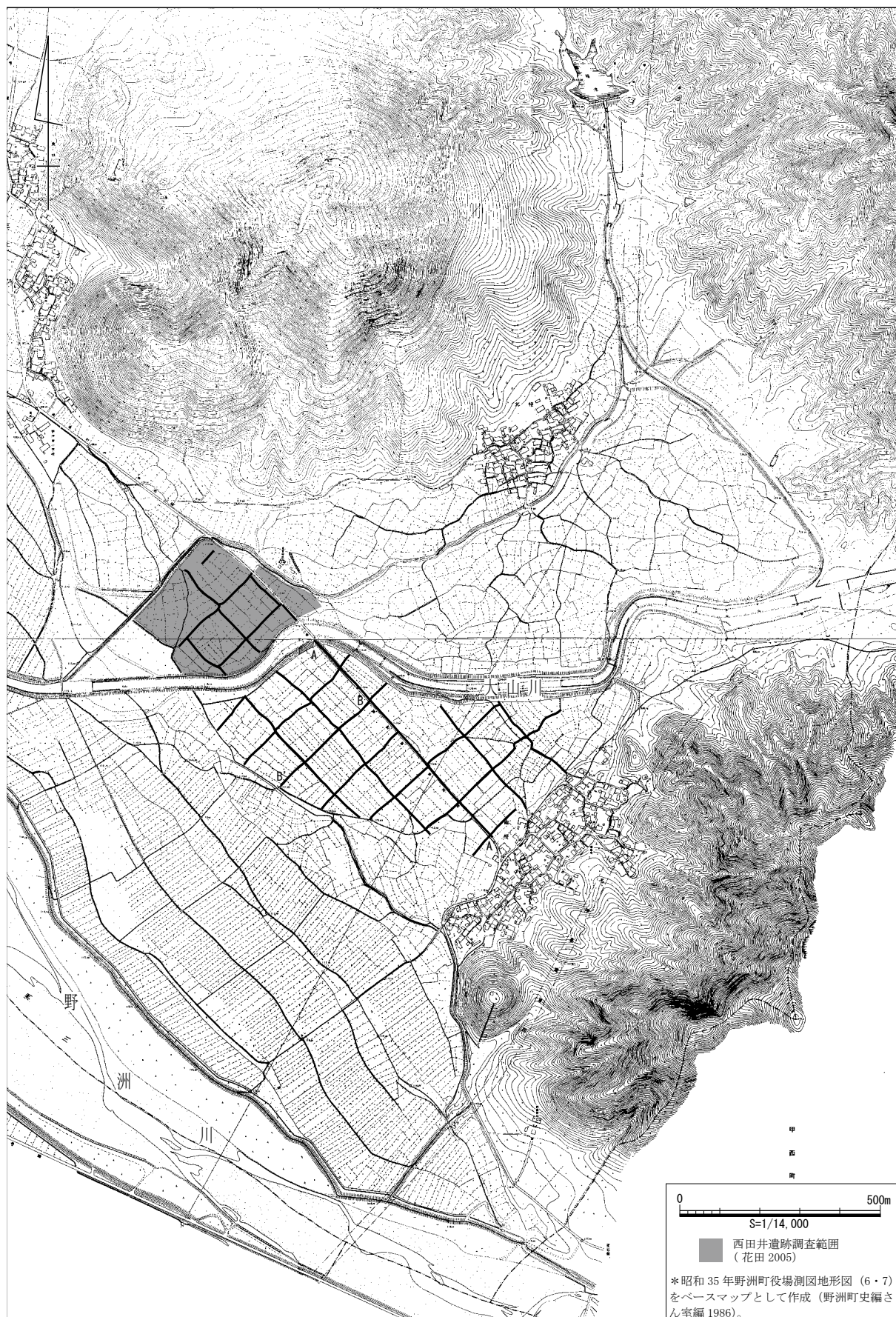


図2 大山川流域の条里地割分布

#### 4. 郡内に複数条里区がみとめられる場合の条里呼称

**郡内に複数条里区がある事例** 前章において、野洲郡内には、野洲郡主条里とともに、それとは方位を異にした大山川流域条里地割の両者が併存することを確認した。この場合のように、主軸を異にした複数の条里区が一郡内にみとめられる事例は、近江国の他郡でもみいだすことができる<sup>(2)</sup>。

【伊香郡】①伊香郡主条里区[N19° W]

②余呉条里区[N15° W]。

【坂田郡】①入江南条里区[N 3° W]

②大原条里区[N 2° E]

③坂田郡主条里区[N15° W]。

【栗太郡】①栗太郡主条里区[N35° E]

②上砥山条里区[N24° W]

③田上条里区[N40° E]。

【滋賀郡】①大津北条里区[正方位]

②坂本堅田条里区[N30° E]

③和邇川条里区[N 9° W]。

【高島郡】①安曇川条里区[N16° E]

②木津条里区[N 6° E]

③石田川条里区[正方位]。

**複数条里区の条里呼称** これらのうち、滋賀郡の場合、条は複数の条里区を通じて継続する。同様に、高島郡の場合も条は条里区を通じて継続し、里は起点を丘陵部の出入りにあわせて移動させている。栗太郡は、条里呼称が未確定である③を除くと、条里呼称は①・②を通じて継続する。伊香郡・坂田郡の場合は、条里呼称が未確定であるために不明である。

**小 結** 以上からは、地形的に統一条里の施工が困難である場合、主軸を地形に沿って別の条里区が設定されたこと、その場合でも、主条里との継続性をはかるために、条・里呼称は複数の条里区をとおして一貫することが多いことがわかる。このことから、野洲郡の場合でも、野洲郡主条里と大山川流域条里地割との間に一貫した条・里の呼称がなされていた可能性を想定しておく必要があると考える。

#### 5. 大山川流域の条里地割と呼称の推定復元

**条里地割の推定復元** さきに、大山川流域において確実な条里地割が少なくとも中世前期段階には存在したことを確認した。野洲郡主条里の十二・十三条の里起点について考えるさいには、この大山川流域条里地割の存在を視野にいれる必要がある。

ほ場整備前の地形図から判読できる条里地割は、多く見積もって35坪分程度である（図2）。しかし、大山川や北部から流入する小河川は、流域の後背山地が花崗岩地帯であることもあって、堆積作用がいちじるしかったと考えられる。それゆえ、いったん施行された条里地割が埋没したり、流路変更等の影響で失われたりした可能性が高く、遺存地割以上に谷底平野部-可耕地一帯に条里地割が施行さ

れていたことは十分想定できる。また、実際に条里地割が施行されていないとしても、あくまでプランとしての方格地割は、可耕地を含めて設定されたと考えておきたい。

そこで、大山川流域において、可耕地とおもわれる範囲を含めて、条里プランの推定復元をこころみることにした。推定復元のさいには、条・里の界線をどこに設定するのが問題となる。先述したように、大山川流域条里地割の坪付史料や、条・里・坪に関係のある遺存地名はしられていないので、これらに基づくことはできない。そこで次善の策として、以下のような方法を採用する。

**いくつかの前提** まず、遺存地割（図2）を東西南北方向に延伸し、大山川流域の緩斜面地を中心に坪を復元した。条については、確認できた地割のなかでも比較的明瞭な東西ライン（図2：A-A'）に着目した。位置的にみて、このラインは、古川氏が想定しているように（図1）、野洲郡主条里の十三・十四条の界線に対応する可能性が高い。よって、条については当該ラインを起点に復元を行った。一方、里については確たる根拠がない。そこで、これについても古川氏が着目した（図1）、A-A'ラインと直交する南北ライン（図2：B-B'）を里界線と仮定し、大山川流域の緩斜面地の範囲を含みつつ、かつ古川氏による野洲郡主条里の里配置となるべく整合するように想定することにした。くわえて、推定復元を進めるにあたって考えておくべき課題がある。それは野洲郡・甲賀郡境との整合性である。

**野洲・甲賀郡境と条里地割** 古川氏の想定にしたがうかぎり、十二・十三条の一里付近は郡境を越えて甲賀郡域に入ってしまう。それゆえ、古川氏の想定は成り立ちがたいようにも思われる。しかし、当該部分の両郡郡境については、いささか奇異な感があり、再考する余地があると考えられる。奇異に感じるのは、郡境が大山川流域の谷筋のほぼ中央部を南北に縦断している点である。つまり、大山川流域の平野部は、郡境によって上流域と下流域に二分されることになる。地形的にみて一つの水系単位であるべき領域であるにもかかわらず、なぜ二郡にまたがるように分断されたのであろうか。

この点については、いったん既往の郡境をとりはらい、大山川上流部をとりまく分水嶺上に本来の郡境があり、それがあある段階で移動したと仮定して推定復元を進めることにする。そして、郡境が移動した可能性については、後に章を設けて検討することにしたい。

**条里プランの推定復元試案** 以上の前提を踏まえて、図3に示したような試案を提示する。十二～十五条については、古川氏の想定案に基づき、想定された主条里の里数から東側へむけて里を想定している。その結果、おおむね大山川下流域の平野部を覆うかたちで条里が設定できた。ただ、十一条については、古川氏の想定案では野洲郡主条里の東端で一里ないし二里まで到達することになり、大山川上流部をカバーすることができない。一方、高橋氏の想定

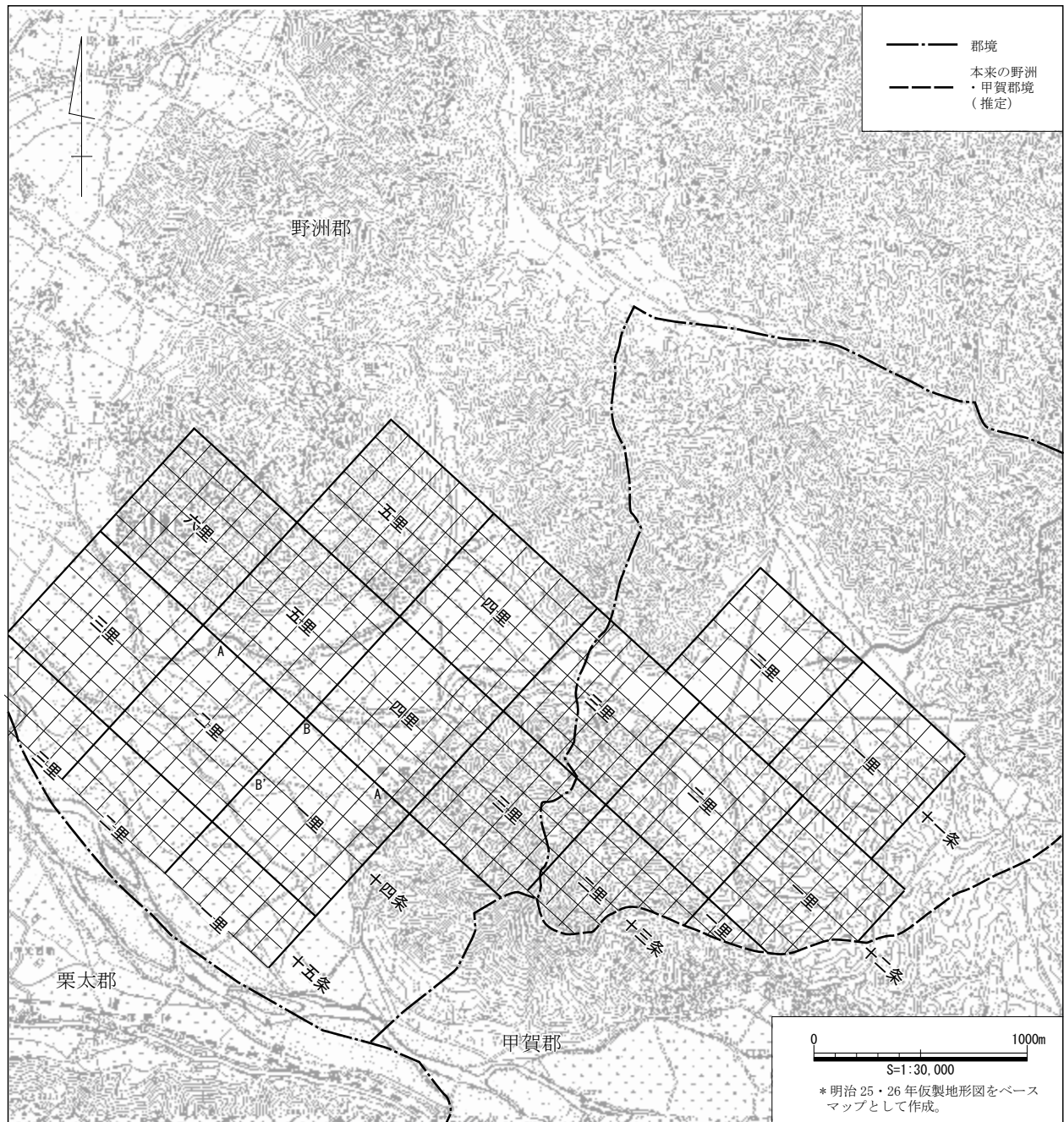


図3 大山川流域の条里プラン推定復元試案

案では、野洲郡主条里中の十一條の東端は二里ないし三里となる。よって、ここでは十一條にかぎり、高橋氏の想定案により、2里分で大山川上流域の平野部をおおむねカバーするかたちで想定することにした。

**小 結** 以上、古川氏によるあらたな復元案にもとづき、野洲郡条里十二・十三條の里起点について、大山川流域条里地割を含めて推定復元をこころみた。その結果、古川氏の想定案における野洲郡主条里一二・十三條の里起点は、大山川流域条里地割を含めると理解しやすいと考える。ただし、この推定復元は、大山川上流部をとりまく分水嶺上に本来の郡境があり、ある段階での郡境が移動したと仮定しておこなった。それでは、郡境が移動した可能性がある

のだろうか。この点にかんして、次章で解釈をこころみることにしたい。

## 6. 野洲・甲賀郡境が移動した可能性

**大山川上流域一菩提寺磧** 大山川上流域（現湖南市菩提寺北・菩提寺新町・サイドタウン）一帯は、明治以降の地形図に耕地表現のない白抜きの荒蕪地として示されているように、戦後に宅地開発が進められる以前は「菩提寺磧（ぼだいじかわら）」とよばれた不毛の砂原であった<sup>(3)</sup>。大正期に粘土を運び込み、敷きならして床土をつくったことで、ようやく一部が水田化されたという。

このような状態にいたったのは、周辺の丘陵部が花崗岩

地帯であったことが一因である。野洲市から湖南市にかけての丘陵地帯は風化しやすい花崗岩を基盤とするため、丘陵部の森林を伐採すると、土壌流出がいちじるしく、下流へ多量の土砂が流出する。当該地域の小河川の多くが天井川化していることは、土砂流出の激しさをものごとっている。現在、丘陵部の山肌は緑で覆われている。しかし、それは幕末以降営々と続けられた治山・砂防事業の賜物であって、明治期の治山事業工事写真には、一本の木もみあたらない菩提寺周辺の禿山の景観が記録されている。

このような大山川上流域の荒蕪地化がいつごろから進んだのか、さだかではない。ただ、『甲賀郡志』にはつぎのような記述がある。明応元年（1492年）頃、現在の大山川上流域には八王子神社・八ヶ堂・菩提寺他二十余りの寺院や三十数戸の八王子村<sup>(4)</sup>があった。背後の山岳が崩壊し、これらを埋めてしまったので、現在の大字菩提寺に移住した、という記述である。これにしたがうと、15世紀末頃には明治初年頃に近い状況にいたっていたことになる。

また、菩提寺に移住したということからは、八王子村と菩提寺村との関係を読み取ることができるので、やはり両者は一体であった、つまり大山川上流部はもともと甲賀郡域であり、郡境の移動は考えられないとみるべきかもしれない。しかし、そのように結論づけることにいささか躊躇するのは、少菩提寺との関係を考えるからである。

**少菩提寺** 寺伝によると、少菩提寺は元明・元正天皇の発願により、聖武天皇の勅願寺として天平3年（731年）に建立された伝えている。文明10年（1478年）に兵火によって焼失した。明応6年（1497年）に再建されたものの、元龜元年（1570年）再度の兵火で焼失し、廃寺となった。発掘調査は実施されておらず、建立時期等については、伝承の真偽がさだかではない。しかし、分布調査の結果、現菩提寺集落の西側丘陵部に寺院関連と思われる平坦面群が確認されるので、かなりの規模の坊院が展開していたとみて大過ないであろう。その成立年代については確証がえられないものの、遺存する石造品からは少なくとも鎌倉時代には存在していたとみるべきであるし、奈良時代にさかのぼる可能性も現状では否定できないだろう。

**寺域の想定範囲** さて、明応元年（1492年）に描かれた絵図を江戸時代に模写したという、湖南市菩提寺の西應寺が保有する「円満山少菩提寺四至封疆之繪圖」に図示された範囲を少菩提寺の寺域とみると、南は野洲川まで、東は現湖南市正福寺・菩提寺境界の境谷付近まで、西は現野洲市南桜の野倉神社付近まで、北は大山川上流域全体を含む領域となる。また、『甲賀郡志』に引用された「菩提寺旧記」中の応保元年八月太政官符には「四至 限東花園嶽西谷川 限西小夫家池 限南甲賀大川 限北天野山南野」（甲賀郡教育會編1926、p900）とあり、先の絵図と一致する。また、これらの寺域は明治以前の大字菩提寺の領域とほぼ重なることになる。

**野洲郡から甲賀郡へ** 以上から、少菩提寺の寺域は、甲賀郡域の菩提寺付近から、その北側の大山川上流域にわたって設定されていたと考えられる。そして、この少菩提寺の寺域が寺院廃絶後も甲賀郡内の菩提寺村の領域に踏襲された結果、本来は野洲郡域であった大山川上流域が甲賀郡域に含まれてしまったと考えたいのである。推測を重ねることになるけれども、その過程をつぎのように推定している。

- ①律令政府によって、大山川流域周辺の野洲・甲賀郡境は、大山川流域周辺の分水嶺をめぐるように設定され、大山川流域全域は野洲郡に含まれていた。条里地割についても、野洲郡条里の一環として、それとは主軸を異にする大山川流域条里地割が設定された。
- ②その後（古代以降）、少菩提寺が建立され、甲賀郡域の現菩提寺集落付近から、北側の大山川上流域を含む範囲に寺域が設定された。この寺域内には菩提寺村・八王子村・石林村があり、三者は地縁的関係を取り結んでいたと考えられる。
- ③中世後期-15～16世紀頃、たび重なる兵火によって少菩提寺は廃絶する。ただし、寺域内にある三村の地縁的関係は維持されていた。
- ④兵火や森林伐採によって丘陵部の荒蕪がすすみ、大山川上流域では集落が存続できないほどに土砂災害が発生し、谷底の埋積が進行した。おそらく、このなかで大山川上流域の条里地割も埋没したと考えられる。土砂災害をうけた八王子村は、地縁的関係をたよって菩提寺村へ移転した。
- ⑤近世には、大山川上流部の荒蕪地化の進展により、付近一帯は「菩提寺磧」と称されるような非耕作地となっていた。ただし、それまでの経緯からこの一帯は、つねに菩提寺村として認識されていた。
- ⑥近代に菩提寺村の属する甲賀郡域の一部として確定されることになった<sup>(5)</sup>。

## 7. まとめ

以上の検討の結果、高橋氏と古川氏との間で意見の一致をみなかた野洲郡条里の里起点について、大山川流域の条里地割の実態を確認するとともに、野洲郡・甲賀郡境がある段階で移動した可能性を指摘したうえで、大山川流域の条里プランの推定復元試案を示した。これによって、野洲郡条里十二・十三条の里起点が郡域を越えて甲賀郡に入ってしまう古川氏の復元案については、整合的に解釈できる余地がでてきたと考える。

とはいえ、仮定を重ねた議論が多く、根拠にとぼしい議論であることは十分承知している。今後の議論の叩き台としてみていただければ幸いである。論じ残した課題については、あらためて論じることを期して、ひとまず本試論を終えることにしたい。

〔付記〕本稿は、平成23年度に野洲市南桜地先の塚岩古

墳群の発掘調査を担当したさい、当該地域の歴史的環境を整理するために、条里地割の復元をこころみたなかで考えたことをまとめたものである。歴史地理学・文献史学いづれも素人である筆者があえて拙論を提示するのは、故高橋美久二先生と古川与志継氏の研究姿勢によるところが大きい。高橋先生は緻密な再検討作業を積極的に進め、新たな研究成果を示されるとともに、多くの課題を提起された。また、古川氏は高橋先生の指摘を真摯に受け止め、再検討作業を行われた。こうした研究姿勢を見習い、地域史研究に少しでも寄与できることがあればと考え、卑見を提示させていただいたしだいである。

なお、本稿を執筆するにあたっては、古川氏からご教導をえたほか、同僚諸氏との議論のなかでご教示いただいたことが多かった。記して厚くお礼申し上げたい（敬称略、50音順）。

大道和人・重田 勉・神保忠宏・畑中英二・藤崎高志・堀 真人・松室孝樹

## 註

1. 本図の典拠は、天田昌英氏によるとの表示がある。
2. 高橋氏の想定に基づいた（高橋2006）。なお、栗太郡田上条里区については、藤崎高志氏の想定によった（藤崎2011）。
3. 以下、本項の記述は『甲賀郡志』（甲賀郡教育會編1926）・『甲西町誌』（甲西町史編さん委員会編1974）・『鈴木儀平の菩提寺歴史散歩』（儀平塾編2011）等による。
4. 南市菩提寺の西應寺が保有する「円満山少菩提寺四至封疆之繪圖」には、大山川右岸上流部に八王子村が、左岸のさらに東側に石林村が図示されている。この絵図は明応元年（1492）に描かれ、奈良興福寺の官務家が保管していた絵図を江戸時代に模写されたとされる（儀平塾編2011）。
5. 鈴木儀平氏によると「明治になって、（菩提寺：引用者註）村民の手によって砂防工事が行われ、その間いろいろの事情から、天山や笹尾ヶ岳の裏側まで菩提寺が工事を担いました。その時以来、希望ヶ丘文化公園の中央を流れる小川（家棟川と荒

川上流）まで菩提寺の区域が拡張されました」（儀平塾編2011、p24）という。この記述からは、少なくとも明治時代に野洲・甲賀郡境の一部が移動したことがわかる。

## 文献（著者名・刊行機関名50音順、刊行年順）

- 儀平塾編（2011）『鈴木儀平の菩提寺歴史散歩』サンライズ出版  
 甲賀郡教育會編（1926）『甲賀郡志 上・下』（1971年に復刊された名著出版社版による）  
 甲西町史編さん委員会編（1974）『甲西町誌』甲西町教育委員会  
 進藤 武（1996）「中世村落の構成と変容」『滋賀考古』8、滋賀考古学研究会  
 高橋章一（1981）「第4章 条里と莊園 1 条里とその遺構」『草津市史 第一巻』草津市役所  
 高橋美久二（2006）「近江の条里-呼称法の復元と基準線-」『近江の考古と地理』滋賀県立大学人間文化学部考古学研究室  
 花田勝広（2005）「第1章 西田井遺跡」『1987年 埋蔵文化財調査年報』野洲市教育委員会  
 服部昌之（1974）「草津市と周辺の条里」『草津市吉田の条里景観遺存地区の歴史地理学的調査報告』滋賀県・草津市  
 藤崎高志（2010）「第6章 まとめ」『関津遺跡Ⅲ』（ほ場整備関係（経営体育成基盤整備事業）に伴う発掘調査報告書）滋賀県教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会  
 古川与志継（2011）「条里地割と湖岸をめぐる」『琵琶湖と地域文化』（林博通先生退任記念論集）サンライズ出版  
 牧野伸之介（1928）「國・郡・郷と條里制の施行」『滋賀縣史 第二巻』滋賀県  
 野洲町史編さん委員会編（1986）『明治の村絵図』（古絵図集成1）野洲町

## 挿図典拠

- 図1 高橋2006・古川2011により、一部改変して作成。  
 図2・3 辻川作成。

（つじかわ てつろう：企画調査課 主任）

**ANNUAL BULLETIN**  
**of**  
**Shiga Prefectural Association for Cultural Heritage**  
**Vol.25 2012.3**

私たちは文化財をとおして  
ゆたかな滋賀づくりに貢献します。



財団法人滋賀県文化財保護協会  
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritage